

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	の条項及びその	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
利付国庫債券（五年）（第三十二回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額面金額で千九百九十八億円	千九百九十九億三千九百八十六	万円
財務大臣 谷垣 禎一	平成十五年十一月二十五日発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十五年十一月二十五日	財務省告示第六百九十号	に	加え、次の算式により算出し	に	日本郵政公社総裁は、払込金額	年〇・七パーセント	額面金額百円につき百円七銭	平成十五年十一月二十五日	す。の整数倍の金額によるものと

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{66}{365}$$

十三 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十年九月二十日

十六 償還金額

日本銀行額百円につき百円

十八 払込期日

平成十五年十一月二十五日